



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 3月 2日火曜日 第1537号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の届出に係る県の意見の概要..... 193
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 193
- 解除予定保安林..... 193
- 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧..... 193
- 公有水面埋立免許の出願..... 194
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 195
- 道路の区域変更（県道伊予松山港線）..... 196
- 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）..... 196
- 道路の供用開始（ " ）..... 196
- 道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）..... 196
- 道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）..... 197
- 道路の区域変更（一般国道 197号外）..... 197
- 道路の供用開始（ " ）..... 198

- 過疎地域自立促進特別措置法による工事の実施..... 198
- 過疎地域活性化特別措置法による工事の完了..... 198
- 開発行為に関する工事の完了..... 199

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 199
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 199
- 技能検定の実施..... 199
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... 201

教育委員会規則

- 愛媛県立博物館管理規則等の一部を改正する規則..... 201

雑 報

- 危険物取扱者試験の実施に関する公示..... 202
- 消防設備士試験の実施に関する公示..... 202

告 示

○愛媛県告示第 384 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定により県が述べた意見の概要は、次のとおりである。
当該意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

平成16年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 意 見 の 概 要 |
|------------|---------------|-------------------------------------|
| ニトリ松山店 | 松山市中央一丁目86番地外 | 年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に必要な駐車台数を確保すること。 |

○愛媛県告示第 385 号

宇和町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩木地区）計画書の写し
 - (2) 宇和町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成16年 3月 3日から 3月30日まで

- 3 縦覧場所

宇和町役場

○愛媛県告示第 386 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所

温泉郡中島町大字神浦3599の 3、3601の 3
- 2 保安林として指定された目的

魚つき
- 3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第 387 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第

112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出事項

(宇和島地方局管内)

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 | | | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|---------------------------------|
| 北宇和郡津島町高田甲137 - 2 西村孝俊 | 北宇和郡津島町近家甲209 - 78 魚下定 | 北宇和郡津島町岩松丁289 - 1 河人健二 | 岩松 | 岩松漁業協同組合 |

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成16年3月2日から同年3月16日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

| | |
|--------------|----------------|
| 宇和島地方局管内の加入区 | 宇和島地方局産業経済部水産課 |
|--------------|----------------|

○愛媛県告示第388号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び生名村役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡生名村56番、57番、58番、59番、60番、61番及び62番から同村65番を経て同村73番に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点から26点までを順次直線で結んだ線並びに26点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.85メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡生名村67番2の生名港浦辺物揚場に設置された金属釘)は、北緯34度15分52秒、東経133度11分09秒の地点

1点は、基点から真北173度19分21秒113.88メートルの地点

2点は、1点から真北58度24分59秒5.93メートルの地点

3点は、2点から真北70度13分18秒1.18メートルの

地点

4点は、3点から真北160度25分02秒7.01メートルの地点

5点は、4点から真北162度09分42秒5.64メートルの地点

6点は、5点から真北164度52分52秒4.73メートルの地点

7点は、6点から真北167度41分19秒3.47メートルの地点

8点は、7点から真北171度18分35秒6.16メートルの地点

9点は、8点から真北178度37分32秒6.06メートルの地点

10点は、9点から真北182度16分48秒5.08メートルの地点

11点は、10点から真北185度23分05秒4.35メートルの地点

12点は、11点から真北191度00分56秒11.03メートルの地点

13点は、12点から真北187度08分35秒9.15メートルの地点

14点は、13点から真北185度37分50秒4.81メートルの地点

15点は、14点から真北94度27分43秒1.51メートルの地点

16点は、15点から真北184度14分05秒4.10メートルの地点

17点は、16点から真北274度30分11秒1.49メートルの地点

18点は、17点から真北182度15分29秒5.09メートルの地点

19点は、18点から真北179度51分09秒1.18メートルの地点

20点は、19点から真北178度06分28秒4.00メートル

の地点

21点は、20点から真北 175 度40分26秒4 54メートルの地点

22点は、21点から真北 172 度04分35秒7 27メートルの地点

23点は、22点から真北 167 度04分58秒6 95メートルの地点

24点は、23点から真北 163 度25分40秒9 .13メートルの地点

25点は、24点から真北 161 度19分56秒8 28メートルの地点

26点は、25点から真北 148 度16分50秒7 69メートルの地点

ウ 面積

1,883.15平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡生名村56番、57番、58番、59番、60番、61番及び62番から同村65番を経て同村73番に至る間の地先公有水面

イ 区域

次のA点からT点までを順次直線で結んだ線及びT点とA点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡生名村67番2の生名港浦辺物揚場に設置された金属錐）は、北緯34度15分52秒、東経133度11分09秒の地点

A点は、基点から真北 162 度36分15秒111.66メートルの地点

B点は、A点から真北 165 度48分54秒 28.50メートルの地点

C点は、B点から真北 185 度11分59秒 31.10メートルの地点

D点は、C点から真北 184 度50分27秒 28.29メートルの地点

E点は、D点から真北 165 度04分51秒 28.34メートルの地点

F点は、E点から真北 146 度44分10秒9.65メートルの地点

G点は、F点から真北 230 度51分32秒 14.76メートルの地点

H点は、G点から真北 340 度29分17秒6.75メートルの地点

I点は、H点から真北 313 度27分02秒 10.93メートルの地点

J点は、I点から真北 329 度40分11秒 44.78メートルの地点

K点は、J点から真北 352 度24分24秒 38.01メートルの地点

L点は、K点から真北15度02分28秒5.74メートルの地点

M点は、L点から真北34度39分56秒 14.36メートルの地点

N点は、M点から真北30度16分56秒8.11メートルの

地点

O点は、N点から真北13度02分55秒5.64メートルの地点

P点は、O点から真北 1 度09分33秒5.06メートルの地点

Q点は、P点から真北58度24分59秒5.93メートルの地点

R点は、Q点から真北70度13分18秒1.18メートルの地点

S点は、R点から真北65度04分40秒6.02メートルの地点

T点は、S点から真北 162 度00分40秒2.14メートルの地点

ウ 面積

3,636.60平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,710平方メートル

護岸用地 約 150平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 出願年月日

平成16年2月27日

○愛媛県告示第389号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 市長 繁信順一

今治市東門町六丁目2番12号

2 埋立区域

(1) 位置

今治市砂場町一丁目丁 663 番地先の公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑬の地点までを順次直線で結んだ線並びに⑬の地点と①の地点を結び春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（今治市小浦町二丁目戊20番地の2小浦三等三角点）は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

①の地点は、基点から真北 160 度10分43秒964.12メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北80度53分25秒 26.81メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北 170 度53分25秒8.70メ

- トルの地点
- ④の地点は、③の地点から真北 260 度53分25秒3.70メ
- トルの地点
- ⑤の地点は、④の地点から真北 170 度53分25秒5.80メ
- トルの地点
- ⑥の地点は、⑤の地点から真北 260 度53分25秒2.10メ
- トルの地点
- ⑦の地点は、⑥の地点から真北 170 度53分25秒 20.00
- メートルの地点
- ⑧の地点は、⑦の地点から真北80度53分25秒2.10メ
- トルの地点
- ⑨の地点は、⑧の地点から真北 170 度53分25秒7.80メ
- トルの地点
- ⑩の地点は、⑨の地点から真北80度53分25秒3.70メ

- トルの地点
- ⑪の地点は、⑩の地点から真北 170 度53分25秒5.20メ
- トルの地点
- ⑫の地点は、⑪の地点から真北 260 度53分25秒4.80メ
- トルの地点
- ⑬の地点は、⑫の地点から真北 170 度53分25秒8.86メ
- トルの地点
- (3) 面積
- 1,329.72平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
- 平成11年2月1日 愛媛県指令10港第546号
- 4 しゅん功認可年月日
- 平成16年3月2日

○愛媛県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|---------------------|------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 伊予松山港線 | 伊予郡松前町大字北川原字原端920番4 | 旧 | メートル 11.3~20.5 | キロメートル 0.071 | |
| | | | 新 | 14.6~22.4 | 0.071 | |

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|-------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 小田河辺大洲線 | 喜多郡肱川町大字山鳥坂1373番5 | 旧 | メートル 4.7~15.5 | キロメートル 0.122 | |
| | | | 新 | 10.4~30.0 | 0.122 | |

○愛媛県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年3月2日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|-------------------|-----------|
| 県 道 | 小田河辺大洲線 | 喜多郡肱川町大字山鳥坂1373番5 | 平成16年3月2日 |

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|---------------------------------------|----------|----------------------------|--------------------------|-----|
| 県 道 | 佐田岬三崎線 | 西宇和郡三崎町正野2872番2地先から 同町正野2870番2地先まで | 旧 | メートル 12.25 12.0~17.0 | キロメートル 0.015 0.010 | |
| | | | 新 | 12.0~17.0 | 0.010 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2870番2地先から 同町正野2868番2地先まで | 旧 | 14.0~38.0 | 0.006 | |
| | | | 新 | 12.0~34.0 | 0.006 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2868番2地先 | 旧 | 2.5~4.5 34.0~34.5 | 0.007 0.003 | |
| | | | 新 | 34.0~34.5 | 0.003 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2868番2地先から 同町正野2865番1地先まで | 旧 | 35.5~38.0 | 0.017 | |
| | | | 新 | 34.0~37.5 | 0.017 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2865番1地先 | 旧 | 1.0~3.5 33.5~34.0 | 0.013 0.012 | |
| | | | 新 | 33.5~34.0 | 0.012 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2865番1地先から 同町正野2815番1地先まで | 旧 | 29.0~35.0 | 0.007 | |
| | | | 新 | 27.0~33.5 | 0.007 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2815番1地先 | 旧 | 1.5~2.0 17.0~27.0 | 0.011 0.009 | |
| | | | 新 | 17.0~27.0 | 0.009 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2815番1地先から 同町正野2821番1地先まで | 旧 | 14.0~24.0 | 0.030 | |
| | | | 新 | 12.0~22.0 | 0.030 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2821番1地先から 同町正野2826番2地先まで | 旧 | 1.0~2.0 8.0~22.0 | 0.070 0.070 | |
| | | | 新 | 8.0~22.0 | 0.070 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町正野2826番2地先から 同町正野2641番地先まで | 旧 | 16.5~25.5 | 0.045 | |
| | | | 新 | 14.0~23.5 | 0.045 | |

○愛媛県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|----------------------------------|-----------|
| 県 道 | 鳥井喜木津線 | 西宇和郡三崎町明神431番4から 同町明神430番地先まで | 平成16年3月2日 |

○愛媛県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|---------|-------|-------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 197号 | 東宇和郡野村町大字予子林69番2から 同大字70番まで | 旧 | メートル 15.3~40.4 | キロメートル 0.071 | |
| | | | 新 | 24.0~76.2 | 0.071 | |
| 県 道 | 野村柳谷線 | 東宇和郡野村町大字予子林7678番2から 同大字7682番2まで | 旧 | 5.2~7.0 | 0.052 | |
| | | | 新 | 20.1~43.0 | 0.051 | |

○愛媛県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|---------|-------|-------------------------------------|-----------|
| 一 般 国 道 | 197号 | 東宇和郡野村町大字予子林69番2から 同大字70番まで | 平成16年3月2日 |
| 県 道 | 野村柳谷線 | 東宇和郡野村町大字予子林7678番2から 同大字7682番2まで | 〃 |

○愛媛県告示第397号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、次のとおり基幹道路の改築工事を愛媛県において実施する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の管理者 | 道路の種類 | 路線名 | 工 事 区 間 | 工事の 種 類 | 工事の開始の日 |
|--------|-------|-------|----------------------------------|------------|-----------|
| 河 辺 村 | 村 道 | 河辺御祓線 | 喜多郡河辺村大字山鳥坂1182番1から 同大字744番まで | 改 築 | 平成16年3月2日 |

○愛媛県告示第398号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の管理者 | 道路の種類 | 路線名 | 工 事 区 間 | 工事の 種 類 | 完了年月日 |
|--------|-------|-------|------------------------------------|------------|-----------|
| 城 川 町 | 町 道 | 古市土居線 | 東宇和郡城川町大字古市382番1から 同大字381番1まで | 改 築 | 平成16年3月2日 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 東宇和郡城川町大字古市2075番2から 同大字3320番4まで | 〃 | 〃 |

○愛媛県告示第 399 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| | | |
|------------------------------|---------------------------|--|
| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
| 15松局伊土検（開）第45号 平成16年2月19日 | 伊予市上吾川字宮之前甲528番2 | 伊予市下吾川949番地の1 山田建工株式会社 代表取締役 山 田 保 美 |

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|---------------------------|---------|------------------|--|
| 平成16年2月23日 | 特定非営利活動法人 愛媛青少年交通指導評議会 | 菊 池 文 秀 | 愛媛県松山市平和通六丁目3番地5 | この法人は、愛媛県内の不特定多数の子どもたちに対して交通道徳に関する事業を行い、交通事故の減少、暴走行為の防止等につなげることによって、地域全体の安全等に寄与することを目的とする。 |

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|------------|------------------------|---------|---------------|---|
| 平成16年2月19日 | 特定非営利活動法人 あいあいつどいの家 | 渡 部 美 保 | 松山市勝岡町1098番地2 | この法人は、一般地域住民に対して、生活全般にわたる援助に関する事業及び文化事業を行い、公益に寄与することを目的とする。 |

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

| 職 種 | 等 級 |
|--|-----------|
| 造園、鑄造（鉄鉄鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士注文服製作に係るものに限る。）、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、プラスチック成形（インフレーション成形に係るものに限る。）、陶磁器製造（絵付けに係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る） | 1 級及び 2 級 |

| | |
|---|--------------------------------|
| 。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾 | |
| 造園、金属熱処理(一般熱処理に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、及び、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、写真及び商品装飾展示 | 3級 |
| さく井、鋳造、鍛造、機械加工(3級にあつては普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(3級にあつては機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(3級にあつては回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色(3級にあつては糸浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装 | 基礎1級、基礎2級及び3級(技能実習制度に係るものに限る。) |

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成16年6月14日(月)から9月5日(日)までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

ただし、基礎1級、基礎2級及び3級(技能実習制度に係るものに限る。)については、上記の期間にかかわらず愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

ただし、基礎1級、基礎2級及び3級(技能実習制度に係るものに限る。)については、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

| | | |
|--|-----------|---------------|
| 造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、及び、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、及び商品装飾展示 | 3級 | 平成16年8月1日(日) |
| 造園、金属熱処理(一般熱処理に係るものに限る。)、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形(インフレーション成形に係るものに限る。)、とび、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、サッシ施工及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。) | 1級及び2級 | 平成16年8月22日(日) |
| 金属熱処理(一般熱処理に係るものに限る。) | 3級 | |
| 機械加工(普通旋盤、フライス盤、ボール盤、横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士注文服製作に係るものに限る。)、木型製作、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷(オフセット印刷に係るものに限る。)、左官、畳製作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。))及び商品装飾展示 | 1級及び2級 | 平成16年8月29日(日) |
| 写真 | 1級、2級及び3級 | 平成16年9月1日(水) |
| 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。)、放電加工、建築板金、工場板金(曲げ板金に係るものに限る。)、仕上げ、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、陶磁器製造(絵付けに係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、表装及びフラワー装飾 | 1級及び2級 | 平成16年9月5日(日) |

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成16年4月5日(月)から16日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

なお、基礎1級、基礎2級及び3級(技能実習制度に係るものに限る。)については、随時受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地1 愛媛県三番町ビル内

愛媛県職業能力開発協会

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成16年3月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成16年7月4日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成16年9月26日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成16年7月25日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成16年10月10日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校

イ 建築設計製図の試験

松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校

イ 建築設計製図の試験

松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校

3 受験申込期間及び受験申込方法

受験申込書は、平成16年4月12日（月）から16日（金）までの午前10時から午後4時までの間に、提出先に直接提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、同日までの消印があるものに限り、郵送による提出を受け付ける。

郵送による場合は、受験申込書に直接提出することができないことを証する書面を添え、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達郵便で送付すること。

4 受験申込書の請求先及び提出先

(1) 請求先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町四丁目1番5号 愛媛県建築士会館内）

(2) 提出先

社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町四丁目1番5

号 愛媛県建築士会館内）

5 建築設計製図の課題

平成16年6月23日（水）（予定）から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（広島県広島市中区大手町二丁目11番15）及び社団法人愛媛県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

6 学科の試験の合格通知

平成16年9月7日（火）（予定）付けで通知する。

7 合格発表

平成16年12月9日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県立博物館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月2日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立博物館管理規則等の一部を改正する規則

（愛媛県立博物館管理規則の一部改正）

第1条 愛媛県立博物館管理規則（昭和36年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「月曜日」の下に「（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前各号」を「前2号」に、「又は日曜日にあたる」を「、日曜日又は土曜日にあたる」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「休館日を設ける」を「休館し、又は休館日に開館する」に改める。

（愛媛県立図書館管理規則の一部改正）

第2条 愛媛県立図書館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び土曜日」を「、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。

第6条第1項第1号中「月曜日」の下に「（月曜日が休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）」を加え、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「曝書期間」を「特別整理期間」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に、「又は日曜日にあたる」を「、日曜日又は土曜日にあたる」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「休館日を設ける」を「休館し、又は休館日に開館する」に改める。

第10条第2項第1号中「15歳以上の」を削り、同項第2号中「小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に在籍し、保護者の保証のある」を「学校に在学する」に改め、

同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 愛媛県内の事務所又は事業所に勤務する者

第10条第3項中「1年」を「3年」に改める。

(愛媛県立歴史民俗資料館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立歴史民俗資料館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「月曜日」の下に「(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)」を加え、同項第2号を削り、

同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前各号」を「前2号」に、「又は日曜日」を「、日曜日又は土曜日」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「休館日」を「休館し、又は休館日に開館する」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の愛媛県立図書館管理規則第10条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の登録に係る有効期間について適用し、同日前の登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成16年3月2日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 池 田 春 雄

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

| 区 分 | 試 験 日 | 受 付 期 間 | 受付場所(問い合わせ先) | 提出方法 |
|-----|--------------------------------|---------------------------------|--|--------|
| 前 期 | 平成16年 6月27日(日) 開始時間 10時 | 4月14日(水)から 4月28日(水)まで 必 着 | (財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 | 郵送又は持参 |
| 後 期 | 平成16年 11月21日(日) 開始時間 10時 | 9月16日(木)から 10月4日(月)まで 必 着 | 電話 089 932 8808 F A X 089 935 4484 受付時間 8時30分~17時 | |

2 試験の種類別試験会場及び所在地

| 試験の種類 | 試 験 会 場 | 所 在 地 | 摘 要 |
|----------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 甲種・乙種第1類 ~第6類・丙種 危険物取扱者試験 | 新居浜工業高等学校 松山工業高等学校 八幡浜工業高等学校 | 新居浜市北新町8-1 松山市真砂町1 八幡浜市古町2-3-1 | 試験会場については、 人数等の関係により、他 の場所に変更することが あります。 |
| 乙種第4類(科目 免除なし)・丙種 危険物取扱者試験 | 東予高等学校 今治工業高等学校 吉田高等学校 | 東予市周布650 今治市河南町1-1-36 北宇和郡吉田町北小路甲10 | |

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成16年3月2日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 池 田 春 雄

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

| 試験日 | 受付期間 | 受付場所(問い合わせ先) | 提出方法 |
|--------------------------|---------------------------------|--|--------|
| 平成16年8月22日(日) 開始時間 9時 | 6月29日(火)から 7月12日(月)まで 必 着 | (財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 F A X 089 935 4484 受付時間 8時30分～17時 | 郵送又は持参 |

2 試験の種類別試験会場及び所在地

| 試験の種類 | 試験会場 | 所在地 |
|-----------------------------------|--------------|---------|
| 甲種第1類～第5類 乙種第1類～第7類 消防設備士試験 | 愛媛県立松山工業高等学校 | 松山市真砂町1 |

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|